

## 令和3年度青森県おいらせ町 「地域おこし協力隊（観光物産振興）」募集要項

おいらせ町は青森県の東南部に位置する、人口2万5千人程の町で、八戸市や三沢市に隣接し、町内に高速有料道ICが2ヵ所、鉄道駅が2駅あり、車で30分圏内に新幹線駅2駅（八戸、七戸十和田）、三沢空港、八戸フェリー埠頭もある生活や交通に便利なところです。

町の南部を、十和田湖を源流とする奥入瀬川が太平洋に流れこみ、ヤマセと呼ばれる偏東風の影響で年間を通じて冷涼な気候で、冬でも積雪が少なく、自然、農地、商業地、工業地、住宅地のバランスのとれた大変暮らしやすい町で、大東建託「2020街の住みこちランキング」で青森県内1位を獲得しました。

町内には、140年の伝統を持つ「おいらせ百石まつり」や独特の生き人形の「おいらせ下田まつり」、奥入瀬川を遡上してきた鮭の手づかみ体験ができる「日本一のおいらせ鮭まつり」といったユニークな行事や、県民なら誰でも知っている日本酒「桃川」、健康食材「黒にんにく」といった地域ブランド製品の生産社があり、たくさんの魅力あふれる地域資源や良質な地場産品に恵まれています。

しかしながら、現状では、そのポテンシャルを十分活用できているとは言い切れず、観光の産業化や製品のブランド化に大きな課題を抱えております。

そこで、おいらせ町の宝を、地域外の方の新鮮な感性で、掘り起こし、磨き上げ、観光物産による地域おこしに意欲的に挑戦してくださる「地域おこし協力隊」を募集します。

- 1 募集人員 地域おこし協力隊員（観光物産振興）若干名
- 2 着任期日 原則として、令和3年4月1日
- 3 任用期間 原則として、1年間。ただし、活動姿勢等により最長3年間まで延長する予定
- 4 勤務場所 おいらせ町役場分庁舎 商工観光課内

## 5 活動内容

- ①ホームページ、SNS等を活用した当町の観光物産情報の発信、PR
  - ②観光施設の管理運営企画、商工業振興業務全般
  - ③町商工観光課在籍で同課内に置かれる「おいらせ町観光協会」事務局員として「おいらせ百石まつり」「おいらせ下田まつり」「日本一のおいらせ鮭まつり」等の各種行事の運営事務及び付帯作業
  - ④同課内に置かれる「おいらせブランド推進協議会」事務局員として各種ブランド推進事業の運営事務及び付帯作業
  - ⑤活動に必要な研修、会議、地域行事等への参加及び付帯業務全般
- 以上の活動を課員と分担し、協働で行います。
- なお、活動に必要な範囲で自動車を貸与します。

## 6 活動時間

週30時間：1日6時間×5日間、原則として、月曜日～金曜日9：00～16：00（休憩1時間）の活動を想定していますが、イベント等で休日勤務した場合は振替休等になる場合があります。年間50時間程度の時間外勤務もある見込みです。活動時間帯は、活動内容によって変動することがあります。

## 7 休日休暇

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）  
年次有給休暇10日、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間  
※休日勤務した場合は、振替休となります。

## 8 身分・雇用形態・任用根拠

- ①おいらせ町 職員「パートタイム会計年度任用職員（地域おこし協力隊）」
- ②地方公務員法上の服務に関する規定（第31条 服務の宣誓、第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、第33条 信用失墜行為の禁止、第34条 秘密を守る義務、第35条 職務に専念する義務、第36条 政治的行為の制限 等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。

③地域おこし協力隊推進要綱（総行応第38号）

## 9 処遇・福利厚生等

①報酬 月額166,000円（年額1,992,000円）

②諸手当 期末手当（原則月額の2.45月分。在職期間に応じて割落としあり。）  
通勤手当、時間外勤務手当

③社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、非常勤職員公務災害補償適用

④住居 借上げアパートに居住可能（月額上限60,000円）

⑤その他 地方公務員法を遵守し、活動に支障のない範囲で副業やアルバイトも可能です。

## 10 募集条件

①年齢 着任時点で20歳以上、概ね45歳以下の方

②性別 不問

③住所 現在、または着任日から3年以内に三大都市圏等（※）に2年以上居住しており、着任期日までに当町内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方（任用を受ける前にすでに当町に住民票の異動が行われている者は原則として除く。）

※三大都市圏等：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域以外の地域（おいらせ町地域おこし協力隊要綱）

### ④資格等

ア. 普通自動車運転免許（AT限定は除く。日常的に自動車を運転している方）

イ. 基本的なパソコン操作のできる方（ワード、エクセル、インターネット等）

ウ. 学歴不問

※選考にあたり、必須ではないが、考慮する条件等

(ア)一般企業、官公署での勤務経験等

(イ)国内旅行業経験等

(ウ)広告・印刷物、ホームページのデザインの実務経験等

⑤その他

ア.心身ともに健康で、意欲と情熱を持って誠実に職務を行うことができる方

イ.地域住民や関係団体、他の隊員等と積極的に協働できる方(夫婦、家族での移住も可)

ウ.任期終了後、おいらせ町観光協会事務局専従者を目指す方やおいらせ町での起業、就職、定住に意欲のある方

11 応募手続

①申込受付期間 令和3年2月1日(月)～3月1日(月)必着

②提出書類 所定の応募用紙に住民票、免許証の写しを添えておいらせ町役場商工観光課まで郵送または持参してください。

12 選考の流れ

①第1次選考 書類審査…審査後、結果を応募者全員に文書で通知します。

②第2次選考(最終選考 令和3年3月15日頃の予定) 面接…第1次選考合格者について、おいらせ町内において最終選考を実施します。なお、交通費、宿泊費等は全て個人負担となります。

③最終選考結果のお知らせ…受験者全員に文書で通知します。合格者には今後の手続き等について、個別に案内します。

13 注意事項

①採用は、条件付きのものとし、1月間を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

②地方公務員法第16条の規定に該当する人は応募できません。

ア.禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ.おいらせ町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ.日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

14 申し込み・問い合わせ先

〒039-2289 青森県上北郡おいらせ町上明堂 60-6

おいらせ町役場 商工観光課 地域おこし協力隊係

電話 0178-56-4703 Fax0178-56-4268

E-mail [syokan@town.oirase.aomori.jp](mailto:syokan@town.oirase.aomori.jp)